

下記の監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成28年1月14日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 新田道尋

記

1. 監査対象 新庄・最上さくらが丘斎苑の平成26年度の施設管理に係わる事務の執行について
2. 対象団体 株式会社 セロン東北
3. 監査期間 平成27年11月6日～平成27年11月16日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 指定管理業務に関する経費の収支状況を明確にすること。	1. 指定管理業務に関する、平成26年度雑収入、委託契約内訳状況、備品購入状況、小規模修繕費、斎苑業務員給与に係る記録、現金出納表、預金通帳等を確認した。今後は、収支状況をより明確にし、帳簿類の提出を怠らぬよう指導・監督する。
2. 管理に係る委託契約のなかで、契約先と委託業務実施業者が一致しないものが一部見られるため、基本協定書等に基づき実施すること。	2. 平成28年度より、点検等資格認定業者と直接業務委託契約を結び、適切に業務を遂行するよう監督する。